

岩倉市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能を維持及び発揮させるため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日25農振第2255号農林水産省農村振興局長。以下「国要領」という。）に基づき活動組織等が行う活動に要する経費に対し予算の範囲内において交付する岩倉市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱別紙5に定める広域活動組織又は国要綱別紙6に定める活動組織をいう。

(交付金の対象及び交付金額)

第3条 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次の各号に掲げる交付金の種類に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 農地維持支払交付金 国要綱別紙1の第4に規定する農地維持支払交付金の交付の対象となる活動（以下「農地維持活動」という。）に係る経費
- (2) 資源向上支払交付金 次に定める経費
 - ア 国要綱別紙2の第4の1に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動（以下「資源向上活動（共同）」という。）に係る経費
 - イ 国要綱別紙2の第4の2に規定する施設の長寿命化のための活動（以下「資源向上活動（長寿命化）」という。）に係る経費
 - ウ 国要綱別紙2の第4の3に規定する組織の広域化・体制強化に係る経費

2 交付金の額は、国要綱別紙1の第5の1に規定する事業計画又は国要綱別紙2の第5の1に規定する事業計画に位置付けられている対象農用地について、次の各号に掲げる交付金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 農地維持支払交付金 別表第1に規定する区分及び地目ごとの交付単価（国要綱別紙1の第6の2（2）に該当する場合は、交付単価に

加算単価を加えた単価)をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計

(2) 資源向上支払交付金(資源向上活動(共同)に係るもの) 別表第1に規定する区分及び地目ごとの交付単価(国要綱別紙2の第6の2(1)ウa又はbに該当する場合は、交付単価に該当する加算単価を加えた単価)をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計

(3) 資源向上支払交付金(資源向上活動(長寿命化)に係るもの) 別表第1に規定する区分及び地目ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額に相当する金額の合計

(4) 資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化に係るもの) 別表第2に規定する交付額

3 交付金は、活動組織等の事業計画が市長により認定された年度の4月1日以降に実施した活動について交付するものとする。

(流用等の禁止)

第4条 農地維持支払交付金の交付を受けた活動組織等は、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、当該交付金を資源向上活動(共同)及び資源向上活動(長寿命化)に使用することができる。

2 資源向上活動(共同)に係る資源向上支払交付金の交付を受けた活動組織等は、活動計画書に定められた活動を適切に実施した場合は、当該交付金を農地維持活動及び資源向上活動(長寿命化)に使用することができる。

3 資源向上活動(長寿命化)に係る資源向上支払交付金の交付を受けた活動組織等は、当該交付金を農地維持活動及び資源向上活動(共同)に使用することはできない。

4 第1項及び第2項の規定により交付金を別の使途に使用しようとする活動組織等は、活動計画書に当該別の使途の活動を位置付け、費用の支出の有無に関わらず実施した全ての活動について活動記録に記載しなければならない。

(申請手続)

第5条 交付金の交付を申請しようとする活動組織等は、岩倉市多面的機能支払交付金交付申請書(様式第1)により市長に申請するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たり、当該交付金に係る仕入れに係る消

費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に、交付率を乗じて得た金額をいう。以下消費税仕入控除税額という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金を交付することを決定したときは、岩倉市多面的機能支払交付金交付決定通知書（様式第2）により活動組織等に通知するものとする。

（交付金の条件）

第7条 交付金の交付を受けた活動組織等は、第3条第1項第1号及び第2号アからウまでに規定する経費ごとに、交付を受けた経費を区分しなければならない。

（交付金額の変更）

第8条 活動組織等は、事業計画の変更等により交付決定を受けた額を変更する必要があるときは、速やかに岩倉市多面的機能支払交付金変更交付申請書（様式第3）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、交付金の額を変更することと決定したときは、岩倉市多面的機能支払交付金変更交付決定通知書（様式第4）により活動組織等に通知するものとする。

（概算払の請求）

第9条 交付金の交付は、概算払をすることができる。

2 活動組織等は、交付金の概算払を受けようとするときは、岩倉市多面的機能支払交付金概算払請求書（様式第5）により市長に請求しなければならない。

（実績報告）

第10条 活動組織等は、国要綱別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に規定する実施状況について、交付金の交付を受けた年度の3月31日までに岩倉市多面的機能支払交付金実績報告書（様式第6）に岩倉市多

面的機能支払交付金に係る実施状況報告書（様式第6の2）を添えて、市長に報告しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書の規定により申請時に交付金に係る消費税仕入控除税額を減額していない活動組織等は、前項の実施状況の報告に当たり、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書の規定により申請時に交付金に係る消費税仕入控除税額を減額していない活動組織等は、第1項の実施状況の報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した活動組織等については、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第7又は様式第8）により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令を受けたときは、これを返還しなければならない。
- 4 第5条第2項ただし書の規定により申請時に交付金に係る消費税仕入控除税額を減額していない活動組織等は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の交付を受けた年度の翌年度の5月31日までに、消費税仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。

（交付金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る活動の成果が交付金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付金の額を確定し、岩倉市多面的機能支払交付金額確定通知書（様式第9）により活動組織等に通知するものとする。

（活動の廃止）

第12条 活動組織等は、交付金の対象となる活動を廃止しようとするときは、岩倉市多面的機能支払交付金活動廃止届出書（様式第10）により市長に届出しなければならない。

（交付金の返還）

第13条 市長は、活動組織等が国要綱別紙1の第9及び別紙2の第9に定める交付金の返還事項に該当することを確認したとき、又は活動組織等から前条の届出があった場合は、速やかに国要綱及び国要領に基づき

交付金を返還させるものとし、その旨を岩倉市多面的機能支払交付金返還通知書（様式第11）により当該活動組織等に通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、交付金の返還方法について、速やかに岩倉市多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書（様式第12）により市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の届出書を受理し、審査した結果適当と認めた場合は、交付金の返還方法について承諾した旨を、岩倉市多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書（様式第13）により活動組織等に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに交付金を返還しなければならない。

（交付金の精算）

第14条 概算払を受けた活動組織等は、第11条による額の確定後、速やかに交付金を精算しなければならない。

2 市長は、第10条の規定による報告により、当該事業の活動期間の年度末に交付金の残額があることを確認したときは、当該活動組織等に対し、その旨を岩倉市多面的機能支払交付金清算通知書（様式第14）により通知するものとする。

3 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、岩倉市多面的機能支払交付金清算報告書（様式第15）を市長に提出し、市長が指定する日までに交付金を返還しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、当該事業の活動期間の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する活動組織等については、活動の円滑な継続のために、交付金の残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。ただし、農地維持支払交付金及び資源向上活動（共同活動）に係る資源向上支払交付金と資源向上活動（施設の長寿命化）に係る資源向上支払交付金は、区分して経理に含めなければならない。

（交付金の繰越し）

第15条 事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた農地維持活動又は資源向上活動（共同）若しくは資源向上活動（長寿命化）に係る交付金の残額を、翌年度の経理に含めることができる。

2 活動組織等は、交付金の繰越しを行おうとするときは、第10条の規

定により岩倉市多面的機能支払交付金実績報告書を提出する際に、併せて岩倉市多面的機能支払交付金繰越届（様式第16）により市長に届け出なければならない。

- 3 繰り越した交付金は、前年度の実施状況の報告で定めた使途に従わなければならない。

（交付決定前の活動）

第17条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあっては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 区分 | 地目 | 1 ha当たりの 交付単価 | 1 ha当たりの加算単価 | | |
|------------------|----|------------------|--------------|-----------------------------------|----------------------------|
| | | | 小規模集落支 援 | 多面的機能の 更なる増進に 向けた活動へ の支援 | 農村協働力の 深化に向けた 活動への支援 |
| 農地維持活動 | 田 | 30,000円 | 10,000円 | — | — |
| | 畑 | 20,000円 | 6,000円 | — | — |
| | 草地 | 2,500円 | 800円 | — | — |
| 資源向上活動 (共同) | 田 | 24,000円 | — | 4,000円 | 4,000円 |
| | 畑 | 14,400円 | — | 2,400円 | 2,400円 |
| | 草地 | 2,400円 | — | 400円 | 400円 |
| 資源向上活動 (長寿命化) | 田 | 44,000円 | — | — | — |
| | 畑 | 20,000円 | — | — | — |
| | 草地 | 4,000円 | — | — | — |

備考

- 1 資源向上活動（共同）を5年間以上実施した対象農用地又は資源向上活動（長寿命化）の対象農用地の交付単価及び加算単価については、この表の交付単価及び加算単価に0.75を乗じた額とする。
- 2 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の交付単価及び加算単価は、この表の交付単価及び加算単価に5/6を乗じた額とする。

別表第2（第3条関係）

| 区分 | 交付額 |
|-----------------------------|------|
| 3集落以上又は50ha以上200ha未満 | 4万円 |
| 200ha以上1,000ha未満又は特定非営利活動法人 | 8万円 |
| 1,000ha以上 | 16万円 |

備考 この表に掲げる組織の広域化・体制強化に対する支援は、当該活動期間に限り交付することができる。